

詳しく知りたい方のために

保健機能食品 ～国の制度に沿った食品とそれ以外の食品～

特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の総称を保健機能食品といいます。この3種類は対象とする成分、製品としての安全性と効果の根拠の考え方の点でそれぞれ特徴があります。

特定保健用食品

特定保健用食品(通称トクホ)は、国が人の安全性と効果を個別製品として審査し、消費者庁長官が保健機能(健康の維持・増進に役立つ効果等)の表示を許可した食品です。



栄養機能食品

栄養機能食品は、人での安全性と効果の科学的根拠が明らかになっているビタミンやミネラルなどの栄養素について、その製品中の含有量が、国が定めた基準を満たしていれば既定の栄養機能が表示できる食品です。

機能性表示食品

機能性表示食品は、事業者の責任において、一定の科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品で、その安全性と機能性の根拠等については、販売前に事業者から消費者庁長官へ届け出られ、届出情報が消費者庁のウェブサイトで公開されています。

機能性表示食品は、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではなく、事業者の責任において安全性や機能性が評価されています。

それ以外の「その他健康食品(保健機能食品以外の食品)」には、パッケージに機能性等を表示することはできませんし、国の関与もありません。

健康食品を利用する際は、保健機能食品のように国や事業者による効果の裏付けが示されていることが製品を選ぶ際の一つの目安になります。

健康食品と医薬品の違い ～効果や品質の違い～

錠剤・カプセル状の健康食品は、医薬品と混同されやすいのですが、この二つは全く異なるものです。その違いは、製品の品質(有効成分量、有害物質の混入の有無)、安全性と有効性の科学的根拠(病気の治療・治癒効果の証明)、そして利用環境(専門職のサポート体制)です。

製品の安全性と有効性を確保するには、製品中に“一定量”的有効成分が含まれ、有害成分が含まれていないことが重要です。

医薬品はすべてGMP(Good Manufacturing Practice適正製造規範)に基づき、一定の品質が確保された製品として製造されています。一方で現在、多くの健康食品はGMPに基づく製造はされていません。漢方薬を健康食品だと勘違いしている人がいるようですが、同じ植物成分が使われていても、漢方薬は製品の品質が確保された医薬品です。

「医薬品にも使われている成分です」との文言で製品の有効性をアピールしている健康食品があります。しかし、表示されている成分の製品中の含有量は、効果が期待できないほど微量であったり、医薬品とは利用目的や利用方法が異なっていたりすることがあります。

医薬品は病気の人を対象に有効性・安全性が検討されていて、医師・薬剤師の管理・指導によって安全かつ効果的に利用できる環境が整備されていますが、健康食品の選択や利用は、消費者に任せられています。

また、厚生労働大臣の承認を受けて国内で正規に流通する医薬品には、それを適正に使用していて重大な健康被害が生じた場合、救済を図る公的な仕組み(医薬品副作用被害救済制度)がありますが、健康食品にはこのような制度はありません。

健康食品は「摂取すれば健康になる」というイメージが強いですが、安全性や有効性がしっかり検証されている製品もあれば、全く検証されていなかったり、医薬品成分が違法に添加されていたりする悪質な製品もあります。



健康食品の問題点 ～「健康被害」と「経済的被害」～

1 健康食品による健康被害

健康被害の原因には、粗悪製品の利用、過剰摂取、アレルギー体质の人の利用、医薬品との相互作用等があげられます。「健康食品は食品なので過剰摂取しても安全」と考えて、効果を実感できない人が自己判断で過剰摂取することも健康食品に特有の現象といえるでしょう。

多様な品質の健康食品が消費者の自己判断で利用されており、健康被害の正確な実態はよく分かっていません。東京都福祉保健局の調査^{*}によると、健康食品によって身体の不調を感じた人は利用者の4%程度で、下痢や腹痛、発赤や発疹、身体のかゆみなどのアレルギーと思われる症状が多いと報告されています。その他、肝機能や腎機能に障害が起きたという、一部の報告があります。

健康被害に関する健康食品の多くは、サプリメントといわれている錠剤・カプセル状の製品です。その理由としては、錠剤・カプセル状の製品は医薬品と誤解して病気の治療目的に使われることが考えられます。また、特定の成分が濃縮されているため、日常食べている食品よりも身体への作用が強くなり、望まない影響が出やすくなるからでしょう。

健康被害の症状が重篤になる事例として、医薬品との飲み合わせが特に問題となっています。特に病気の人は身体の機能が落ちているため摂取した成分の有害な作用を受けやすく、そのような人が健康食品と医薬品を併用すると、医薬品が効きにくくなったり副作用が出やすくなったりする場合があります。

*平成26年度「都民の健康と医療に関する実態と意識」



2 根拠のない健康食品の広告などの問題点

健康食品のなかには、「有名人が利用している」、「希有な成分が含まれている」、「病気が治った」、「特許取得」、「○○賞を受けた」など、魅力的なうたい文句が付いているものが多く存在しますが、これらの内容は、製品の安全性や有効性を保証するものではありません。



健康食品はあくまでも食品であり、医薬品ではないので、「病気が治った」という表現は、特に注意が必要です。現時点で、病気の人を対象に治療効果を明確に実証した健康食品はありません。

なお、このような魅力的な効果をうたいながら、その効果などが実証されていない広告は、虚偽表示や誇大表示に該当し、「健康増進法」や「不当景品類及び不当表示防止法」で禁止されています。しかしながら、「個人の感想です。」「効果を保証するものではありません。」といった効果の保証を打ち消す文言を併記すれば、規制を逃れられると誤解している事業者が、根拠なく広告を行っている場合があるため、注意が必要です。

3 経済的被害

健康食品による被害には、効果のない高額な製品を購入したことによる経済的被害もあります。高額な製品ほど効果が期待できると誤解される傾向もあるようですが、価格は販売者が自由に決めるものであり、効果が保証されるものではありません。

信頼できる情報源

インターネットなどには、不確定、不正確な情報が掲載されている場合もあります。

詳しい健康食品に関する基礎知識や成分に関する安全性と有効性の信頼ができる情報源として、国立健康・栄養研究所のウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報の中の「素材情報データベース」をご活用ください!



! インターネット通販による違法健康食品

インターネットの普及により、国内外から健康食品を手軽に入手できるようになりました。インターネットは大変便利ですが、一方で、「手に取って商品を見ることができない」、「表示されている詳細な点を確認できない」、「対面で質問できない」などの欠点があり、購入前に製品の品質を十分に確認することができません。

違法な健康食品(医薬品成分などが添加された「無承認無許可医薬品」として公表された製品の入手経路は、その大半がインターネットによるものです。製造者や品質などが明らかな製品、利用経験のある製品の再購入などについては、インターネット通販は向いていますが、あまりよく分からない製品を品質の確認ができないままインターネットで購入することは賢明ではありません。

